

令和 6 年第 1 回

長門市議会臨時会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第 1 号 工事請負契約の締結について（油谷支所庁舎等建築工事）・・・ 1
- 第 2 号 専決処分の承認について（長門市税条例の一部を改正する
条例）・・・ 5
- 第 3 号 専決処分の承認について（長門市過疎地域の持続的発展の
支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免
除に関する条例の一部を改正する条例）・・・ 6

工事請負契約の締結について（油谷支所庁舎等建築工事）

1 工事の概要

油谷支所庁舎等建替えに伴う建築及び外構工事

・支所庁舎：鉄筋コンクリート造平屋建て	延床面積	469.90 m ²
・複合施設：軽量鉄骨造平屋建て	延床面積	695.16 m ²
・作業員詰所：木造平屋建て	延床面積	92.05 m ²
・渡り廊下：鉄骨造平屋建て	延床面積	2.35 m ²
	(建築面積)	29.96 m ²)
・ゴミ拠点回収施設：プレハブ造平屋建て	延床面積	16.04 m ²
・思いやり駐車場：アルミ造平屋建て	延床面積	26.50 m ²
・駐輪場：アルミ造平屋建て	延床面積	5.34 m ²

2 工事場所

長門市 油谷新別名 地内

3 入札の状況

令和 6 年 3 月 19 日に条件付一般競争入札（事後審査方式）による入札を執行したが、応札がいずれも予定価格を超過し、落札者が決定しなかったため、令和 6 年 3 月 25 日に 2 回目の入札を執行した結果、金 493,900,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）をもって令和 6 年 4 月 2 日に落札者を決定した。

4 請負業者の状況

(1) 名称

ヤマネ鉄工建設・中原組特定建設工事共同企業体

(共同企業体の代表者)

ヤマネ鉄工建設株式会社

(2) 事務所の所在地

長門市日置上 8 8 5 番地

(3) 代表者

代表取締役 山根 正寛

5 仮契約の締結日

令和 6 年 4 月 8 日

6 工期

本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から令和 7 年 1 月 31 日まで

7 その他

(1) 予定価格 496,320,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

(入札書比較価格 451,200,000 円)

(2) 入札参加業者及び入札金額

入札参加業者	1 回目 入札金額 (円)	2 回目 入札金額 (円)	備考
ヤマネ鉄工建設・中原組特定建設 工事共同企業体	459,000,000	449,000,000	落札 (落札率 99.5%)
ナカケン株式会社	510,000,000	辞退	

(3) 低入札調査基準価格 429,800,000 円 (税抜額)

(4) 低入札判断基準額 (失格基準額) 421,204,000 円 (税抜額)



工事請負仮契約書

この仮契約は、長門市議会の議決を経た後、長門市長が契約の相手方に対し、本契約を締結させる旨の意思表示をしたときに、本契約としての効力を生じるものとする。

- 1 工 事 名 油谷支所庁舎等建築工事
- 2 工 事 場 所 長門市 油谷新別名 地内
- 3 工 期 着手期日 契約日（議会議決日）の翌日
完成期日 令和 7年 1月31日

4 請負代金の額

493,900,000円
(うち消費税及び地方消費税の額 44,900,000円)

5 契約保証金

49,390,000円

6 前払金の額

197,500,000円

7 中間前払金の額

98,700,000円

8 部分払の回数 工期中2回以内

9 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

10 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

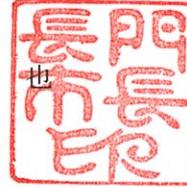


また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、この契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約締結の証として、この証書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 6年 4月 8日

発注者 長門市東深川1339番地2
長門市
長門市長 江原達也



受注者 (共同企業体の名称)
ヤマネ鉄工建設・中原組特定建設工事共同企業体

(共同企業体の代表者)

長門市日置上885番地
ヤマネ鉄工建設株式会社
代表取締役 正寛



専決処分の承認について（長門市税条例等の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことから、所要の改正を行うもの。

2 主な改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税。

ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限る。

（附則第7条の5から附則第8条、附則第16条の3から附則第17条、附則第18条から附則第18条の5／令和6年4月1日施行）

○条例改正施行後の影響見込み

対象の納税者数は約1万4千人、金額は約1億2千万円と見込む。

ただし、個人市民税の減収額は、全額国費（地方特例交付金）で補填される。

(2) 固定資産税関係

ア 土地に係る固定資産税の負担調整措置等の継続

（附則第11条の2、第12条、第13条／令和6年4月1日施行）

○令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置、据置年度における下落修正の仕組みを継続

イ 固定資産税の減額措置の延長

（附則第10条の3／令和6年4月1日施行）

○令和5年度末で適用期限を迎える固定資産税に係る税額の減額措置について、適用期限を延長するもの

専決処分の承認について（長門市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が、令和6年3月30日に公布されたことから、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

効力を3年間延長し、令和9年3月31日とする。